

岩泉町自立・分散型エネルギー供給システム構築計画策定等業務委託
特記仕様書

1 業務名

岩泉町自立・分散型エネルギー供給システム構築計画策定等業務

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年2月10日まで

3 本業務の目的

本業務は、岩手県の「岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金」を活用し、災害レジリエンスの向上と同時に、地域資源をできる限り有効活用することによって、従来の大規模・集中型のエネルギー供給システムとは異なる、分散型の地域エネルギーシステムを構築するための計画を策定することを目的とする。

また、災害時における再生可能エネルギーの重要性や当該エネルギーの分散型電源としての有効性を普及啓発するため、町民や町内事業者向けの講演会等を開催することを目的とする。

4 本業務の内容

(1) 自立・分散型エネルギー供給システム構築計画の策定

再生可能エネルギーの導入推進による本町の災害レジリエンス向上に向けて、次に掲げる調査・検討を行い、自立・分散型エネルギー供給システム構築に向けた計画を策定する。

ア 基礎調査

自立・分散型エネルギー供給システムの実現に必要な事項の整理
整理

イ 事業コンセプトの立案

(ア) 自立・分散型エネルギー供給システム構築の目的の明確化

(イ) 本町の課題を同時解決するための事業コンセプトの立案

ウ 電力需要量の検証

(ア) ニーズ調査

(イ) 指標の整理（世帯数や施設等）

(ウ) 需要家の検討

(エ) 需要量の把握

エ 電力供給ポテンシャルの算出

(ア) 活用するエネルギー種別の検討

(イ) 事業対象エリアなどの基礎情報の整理

- オ 事業スキームの検討
 - 供給方法、事業実施主体、庁内体制等の検討
- (2) 自立・分散型エネルギー供給システム普及啓発
 - 自立・分散型エネルギー供給システムの実現に向けて、町民や町内事業者等への普及啓発活動を行う。
 - ア 町民や町内事業者向け講演会等の開催（1回を想定）
 - イ 庁内体制の整備に向けた研修会等の開催（1回を想定）
 - ウ 普及啓発ツールの企画・作成等
- (3) その他目的達成のために必要と認められる業務

5 成果品

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 報告書（A4判ファイル綴じ） | 正副各1部 |
| (2) 計画書（A4判・背表紙製本） | 20部 |
| (3) 計画書概要版（A3判（横）1枚・カラー） | 10部 |
| (4) その他計画策定に係る関係書類及び講演会等の運営記録 | 1式 |
| (5) 電子データ | 1式 |

6 その他

- (1) 発注者は、本業務の実施に当たっては、必要に応じて関係資料等を無償で貸与するものとする。
- (2) 受注者は、責任を持って貸与された関係資料等を管理し、本業務完了後は、速やかに返却するものとする。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに業務内容や工程、体制等を示した業務計画書を提出するものとする。なお、業務計画書の書式は任意様式とする。
- (4) 業務打合せは、必要に応じて開催するものとする。また、業務打合せ後は、速やかに打合せ記録簿を作成するものとする。
- (5) 受注者は、本業務終了後、業務完了報告書、本仕様書に定める成果品を速やかに発注者へ提出しなければならない。
- (6) 完成した成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

7 留意事項

本業務の実施に当たっては、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）、岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金交付要綱及び岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金交付実施細則の内容を遵守すること。

また、本業務に係る書類は、事業完了後概ね5年間保存すること。